

市内介護事業者 様

堺市健康福祉局長寿社会部
介護保険課 長

「介護事業者等において個人番号を利用する事務について（依頼）」の送付について

標記の件について、厚生労働省から別添のとおり事務連絡がありましたので、内容を熟読のうえ、来年1月以降適切にご対応いただきますようお願いいたします。また、事務連絡の中で特に事業者が窓口で申請書等を提出するにあたり、注意すべき事項について、本市での取扱いを下記のとおりお知らせします。

なお、介護保険の個人番号利用事務において、本人から委任を受けた代理人以外は、個人番号を収集することは禁じられています。また、委任された権限の範囲を超える個人番号の利用は認められませんのでご注意ください。

記

個人番号を記載していない届出・申請書の取扱い ⇒ 従前どおり



原則、申請書等に個人番号の記載は必要ですが、個人番号が分からない等により、個人番号欄が空白であっても、その他の記載内容に誤りがなければ、申請書等を受け付けます。

受付後、本市において個人番号を確認し、記載します。

個人番号欄が空白の場合は、個人番号の提供は受けていないため、個人番号の取扱いには該当せず、従前どおりの取扱いとなります。

以下は事業所の職員が、個人番号を記載した申請書を窓口へ提出する場合の取扱いです。

1 個人番号を記載した届出・申請書の取扱い⇒確認書類の提示が必要

個人番号を取扱うこととなりますので、窓口において、①番号確認、②身元確認、③代理権の確認書類の提示が必要となります。ただし、以下のとおり取扱いできます。

- ① 番号確認：個人番号カードなどの確認書類がない場合は、本市窓口で確認します。
- ② 身元確認：本通知2ページ4のとおり
- ③ 代理権の確認：「要介護・要支援認定申請書」については、窓口において当該申請書の委任欄への記載事項の確認により行います。それ以外の申請書等については、代理人ではなく使用者として本人に代わって書類を持参したにすぎないとみなし、代理権の確認は行いません。ただし、番号確認、本人の身元確認は行います。

2 申請書等様式の取扱いについて

来年1月以降は、個人番号欄を設けた新様式になりますが、当分の間、現行様式の使用も可能です。なお、個人番号を記載していなくても従来どおり受け付けます。個人番号を記載した場合は確認書類の提示が必要です。

3 本市において、個人番号を追加する届出・申請書一覧

○認定関係	
介護保険要介護・要支援認定申請書	
居宅サービス・介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書（甲）（乙）	
○給付関係	
介護保険負担限度額認定申請書	
介護保険高額介護（介護予防）サービス費支給申請書	
介護保険基準収入額適用申請書	
介護保険高額介護サービス費受領委任払承認申請書兼支給申請書	
介護保険高額医療合算介護（介護予防）サービス費支給兼自己負担額証明書交付申請書	
社会福祉法人による利用者負担軽減対象確認申請書	
※福祉用具購入費支給申請書、住宅改修支給申請書については、個人番号欄を設けません。	
○その他	
介護保険被保険者証交付申請書	介護保険被保険者証等再交付申請書
介護保険資格取得・異動・喪失届	介護保険住所地特例適用・変更・終了届
介護保険料額修正申請書	介護保険料延滞金免除申請書
介護保険料徴収猶予申請書	介護保険料減免申請書
介護保険料減免理由消滅届出書	介護保険利用者負担額減額・免除申請書 （災害等による特別な事業がある場合の利用者負担額の減免）
介護保険利用者負担額減額・免除等申請書 （特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定申請）	介護保険特定負担限度額認定申請書 （特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定申請）
介護保険居宅介護（介護予防）サービス費等 支給申請書（償還払い用）	介護保険特定入所者介護（介護予防）サービ ス費支給申請書（償還払）
家族介護慰労金支給申請書	介護保険サービス種類指定変更申請書

4 個人番号を記載した申請書等を提出する際の身元確認書類について

●要介護・要支援認定申請書について

本人から委任された事業所（申請書の「提出代行者・代理人」欄に記載の事業所）に所属する職員が申請書を提出する場合⇒ **事業所の身元確認書類** 注）職員の身元確認書類ではありません。

例）介護事業者の「指定書」（保険者発行）、法人番号指定通知書（国税庁発行）、介護給付費等支払決定額通知書（国保連発行）など、官公庁が発行する書類

※本人から委任されたご家族等（申請書の「提出代行者・代理人」欄に記載の方）が窓口で申請書を提出する場合は、ご家族等の身元確認書類が必要です。

●上記以外の申請書等について ⇒ **本人の身元確認書類** 注）職員の確認書類ではありません。

例）介護保険被保険者証＋負担割合証など **2種類** （事務連絡 別紙3「本人確認の措置」参照）

事業所の職員は代理人ではなく、使者として本人に代わって書類を持参したにすぎませんので、内容の修正等はできません。持参の際は、個人番号が見えないように封筒等に入れて下さい。

※身元確認書類については、写し可です。

○ 申請窓口、問い合わせは、本人がお住まいの区の地域福祉課介護保険係へ

（堺）228-7520（中）270-8195（東）287-8112（西）275-1912
（北）258-6651（南）290-1812（美原）363-9316

○ 本通知に関する問い合わせは、堺市介護保険課へ TEL 228-7513